

第2回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年2月5日（水）午後1時22分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

11番 金 井 繁 行(会長)

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・ 会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後 1 時 2 2 分

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

本日の会議に、11 番 金井繁行会長から欠席の届出がございました。

在任委員 15 名中現在の出席委員は 14 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、遠藤会長職務代理者よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長

(遠藤代理)

2. 開会及び会長あいさつ

午後 1 時 2 2 分

3. 議事録署名委員の指名について

午後 1 時 2 3 分

まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において 15 番 小林由喜子委員、1 番 富沢誠司委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告

午後 1 時 2 3 分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

(2) 制限除外の農地移動について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後 1 時 2 5 分

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第4号「農地法第5条第1項の規程による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。 まず1番 2番
議長	無いようですので、お諮りいたします。 議案第4号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第5号「沼田市農業振興地域整備計画変更に係る意見について(一般受付分)」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。
事務局次長	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。
議長	除外不可と判断された案件については、その旨を申請者に示しているのでしょうか。
事務局次長	不可と判断された案件について、除外要件に照らしてどのような理由で不可となるかを示した上で、申請者に農振担当課から通知をしています。
議長	わかりました。

6番委員 よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

6番委員 本件の申請については、山際で傾斜が急なところにお墓があり、年々管理が大変になってきたので自宅近くに移設するためのようです。協議会では、申請地が転用されると周辺農地の利用に影響があるのと、そこを起点に転用が広がってしまう恐れがあることから、除外不可と判断されたものになります。

議長 わかりました。

事務局次長 事務局からもよろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

事務局次長 今のご意見に関してですが、代理人の行政書士から、代替地の検討を始めたとの連絡がありましたので報告いたします。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします

無いようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、農用地区域変更明細書のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について（一般受付分）」は、農用地区域変更明細書のとおりこれに同意し、市長に回答いたします。

次に議案第6号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について（町田町土塔原地区）」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局次長

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号については、農用地区域変更明細書のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について(町田町土塔原地区)」は、農用地区域変更明細書のとおりこれに同意し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後1時58分

6. 協議事項

- (1) 令和7年度農地法申請書受付日程(案)について
- (2) 農業後継者結婚記念品の交付について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (2) 利用意向調査について
- (3) 令和6年度利根沼田農業委員会協議会研修について
- (4) 令和6年度農業者年金オンラインセミナーアーカイブ動画等の公開について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

8. 閉 会

終了 午後3時06分